

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では 特定施設を建築(新築・増築・用途変更)する際に、

- ・ 特定施設整備計画届出書の提出
 - ・ 整備基準の遵守
- が義務づけられています！



特定施設に該当するか、今一度ご確認ください！

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 学校その他これに類するもの | <input type="checkbox"/> 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋 等 |
| <input type="checkbox"/> 博物館、美術館又は図書館 | <input type="checkbox"/> 公衆浴場 |
| <input type="checkbox"/> スポーツの練習場(体育館等)又は遊技場 | <input type="checkbox"/> ホテル又は旅館 |
| <input type="checkbox"/> 病院、診療所、助産所又は施術所 | <input type="checkbox"/> 火葬場 |
| <input type="checkbox"/> 社会福祉施設その他これに類するもの | <input type="checkbox"/> 共同住宅(床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸超) |
| <input type="checkbox"/> 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 | <input type="checkbox"/> 工場(床面積の合計が2,000㎡以上) |
| <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場 | <input type="checkbox"/> 官公庁の事務所 |
| <input type="checkbox"/> 展示場 | <input type="checkbox"/> 銀行その他の金融機関の事務所 |
| <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗 | <input type="checkbox"/> 事務所(床面積の合計が2,000㎡以上) |
| <input type="checkbox"/> 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの | <input type="checkbox"/> 公衆便所 |
- 他

※上記用途との併用住宅も届出対象になります。※既設を含めて対象規模になれば増築等も届出対象となります。

特定施設整備計画届出書の未提出及び整備基準が 遵守されていない場合は、条例違反となります。

どうやって届け出るの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、
施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

人にやさしい街づくりのトップページに手続きについて掲載しています。



- ・ 特定施設の整備計画の届出と適合証の交付請求
- ・ 人にやさしい街づくり条例関係様式
- ・ 人にやさしい街づくり条例関係様式(記入例) ……………【一部更新しています。】
- ・ 届出・適合証交付請求Q&A ……………【一部更新しています。(3-13、10-3)】

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建築局公共建築部住宅計画課街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、
春日井市及び豊田市内の特定施設
については、それぞれの市へ
お問い合わせください。

適合証をゲットしよう！

人街条例適合施設は
適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、下記適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、ホームページなどで紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。

【提出書類】

適合証交付請求書(規則様式第5)
適合状況項目表(規則様式第2)
⇒愛知県建築局公共建築部住宅
計画課ホームページより入手で
きます。

【提出先】

各市町村の建築担当窓口

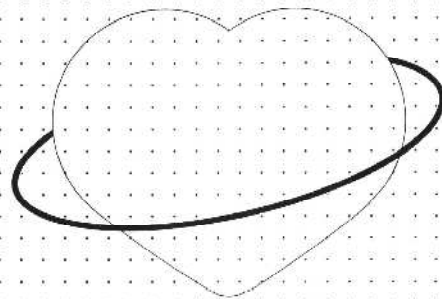
【提出部数】

正本1部

【申請手数料】

無料

人にやさしい街づくりの推進に関する条例



適合証

愛知県

お問い合わせは各建設事務所まで



人にやさしい街づくりには 事業者の皆様の協力が必要です！！

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

また、事業者の責務についても条例で定めています。

人にやさしい街づくりとは？

高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるように整備することです。

施設を整備基準に適合させることが人にやさしい街づくりの第一歩となります。

事業者の責務とは？

事業者は、高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるようにするため、その施設に必要な整備をすることや、施設の円滑な利用のための情報等(ソフト)の提供に努めることが必要です。

特定施設とは？

多数の者が利用する施設です。

整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

●アプローチ

高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



●出入口

建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他に

様々な整備基準があります



整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。

工事の実施にあたっては、改めて整備計画を検討し、

人にやさしい街づくりの推進にご協力をお願いします。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課街づくり事業グループ

TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145

HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の具体的な届出等については、それぞれの市へお問い合わせください

適合証をゲットしよう!

人街条例適合施設は
適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、下記適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、ホームページなどで紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。

【提出書類】

適合証交付請求書(規則様式第5)
適合状況項目表(規則様式第2)
⇒愛知県建築局公共建築部住宅
計画課ホームページより入手で
きます。

【提出先】

各市町村の建築担当窓口

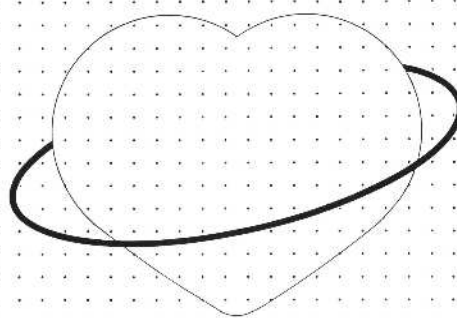
【提出部数】

正本1部

【申請手数料】

無料

人にやさしい街づくりの推進に関する条例



適合証

愛知県

お問い合わせは各建設事務所まで

